

**賃金引上げの令和 7 年 4 月 1 日実施を求める
職員・家族署名**

今年の人事院勧告後の春闘交渉で本社人事部長は、賃金改定に対し「安定的事業運営を行うためには、日本赤十字社を取り巻く外部環境の変化に対応することが強く求められており、今期の給与改定には、慎重な検討が求められる。しかし、労組からの強い賃上げ要求や今春闘での各企業での賃上げ状況、職員のモチベーションの維持や人材確保の観点、昨今の物価上昇が職員の生活に与える影響を勘案して、組合に対して給与改定に係る具体的な回答をする」述べ、職員の基準内給与は、平均で3.02%、1人あたり12,029円の引き上げ、定期昇給込みで平均3.79%、1人当たりでは15,101円の改定となる。

しかし、人事院勧告では令和 7 年 4 月 1 日実施として昇給分を遡及するのに対して、本社の考える当該年度内の令和 8 年 3 月 1 日であり、遡及は生じないとしている。我々は、令和 7 年の春闘要求として賃上げを要求しているので、実施日は令和 7 年 4 月 1 日と主張している。令和 5 年、令和 6 年と賃上げ実施時期を 3 月となっていることもあり、令和 7 年 4 月 1 日実施として、遡及することを求めていくことを 10 月 11 日の中央闘争委員会で決定した。

何もしなければ何も変わりません、黙っていても放って置いても賃金が上がる時代ではなくなっています。私たち労働組合の取り組みで世間並みの賃金引上げを、自ら勝ち取る強い決意を署名にて表明します。

※ Web でも署名ができます
(<https://x.qd/ofTqZ>)



日本赤十字社 社長 清家 篤 様

《要求事項》

1. 賃上げ実施を令和7年4月1日とすること。
2. 春闘要求について前進する回答をすること。

支部名 () 支部)

氏 名	区 分
	職 員 ・ 家 族 ・ 親 戚
	職 員 ・ 家 族 ・ 親 戚
	職 員 ・ 家 族 ・ 親 戚
	職 員 ・ 家 族 ・ 親 戚
	職 員 ・ 家 族 ・ 親 戚

日本赤十字労働組合